

お詫び

当協会は、平成26年度千葉県包括外部監査の結果を踏まえ、財務会計を精査したところ、3件の通帳(3口座)で管理していた事業について、当協会の会計において経理すべきものを会計外で処理していたことを確認いたしました。

その内容を調査したところ、当協会が発刊する冊子の印刷販売に関する事業や日本消防協会作成の冊子・記章等の取次ぎなどに関する事業であり、3件の通帳(3口座)の残高の合計は平成26年度末で約1130万円となっていました。

当協会が発刊する冊子の印刷販売に係る通帳には、当該冊子の次回の改訂版の印刷等に要する費用のほか、当該冊子に係る入出金の管理を行い、発刊以来の販売に係る売上を預金していたものであり、あっせんに関する通帳は、あっせんに関する入出金の管理のほか、事務手数料を預金していたものです。

いずれも私的流用はありませんでしたが、本来、当協会の会計において管理すべきものであり、毎年度の事業計画書・事業報告書に登載し、事業収支予算・決算に反映させるべきでしたが、これを当協会の事業として明確に認識せず、会計外としてきたことは重大な手続き誤りであり、深く反省するとともに、県民・関係者の皆様に心よりお詫び申し上げます。

このような会計外の処理をしていた原因は、歴代の常勤の役職員に公益法人財務会計制度に関する知見が不十分であったためと考えられます。

今後は、これらの事業を当協会の会計において経理するとともに、当協会の事業として明確に位置付け、併せてこのような誤りを二度と起こさぬよう、役職員の公益法人財務会計制度への理解を深め、コンプライアンス意識を徹底してまいります。また、公認会計士などの外部専門家のチェックを受けるなど、万全な体制を構築してまいります。